平成２７年（フ）第８８号
茨城県石岡市鹿の子２丁目13番37―204号
県営石岡鹿の子アパート４号棟204号
債務者　増嶋　清嗣
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第６０号
長野県須坂市大字塩川468番地４　ＹＩＬ神田Ｃ－１号
債務者　冨岡　恵理
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５０号
岐阜県多治見市小田町３丁目２番地
債務者　佐橋　徳亮
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第４４２号
兵庫県姫路市白浜町乙844番地４　ドゥ・ヴィヴィール白浜Ｈ号
債務者　西松　裕一
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第４４３号
兵庫県姫路市白浜町乙844番地４　ドゥ・ヴィヴィール白浜Ｈ号
債務者　西松　秀子
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１３５号
奈良県吉野郡大淀町大字下渕273番地　西浦アパート
債務者　鳥山　珠美
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第３２５号
広島市安佐北区亀山西２丁目５番３号
債務者　茅原　浩司
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９３号
広島県福山市瀬戸町大字山北371番地６
債務者　光成　　弘
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第３１号
香川県丸亀市塩屋町５丁目６番６―401号
外浜団地６棟
債務者　松井　祐介
1　決定年月日時　平成27年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第５８号
香川県仲多度郡多度津町若葉町10番29号
債務者　阿川　昌外
1　決定年月日時　平成27年６月５日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第２４５号
北九州市八幡西区岡田町１番38―401号
債務者　笹渕　雅子
1　決定年月日時　平成27年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１２５号
鹿児島県鹿児島市紫原４丁目32番１―302号
債務者　鬼丸　明美
1　決定年月日時　平成27年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１３０号
鹿児島県鹿児島市田上３丁目18番７号　中島コーポ201号
債務者　柳田　友次
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２１号
鹿児島県奄美市名瀬有屋町37番地３
債務者　村山　昂強
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２７年（フ）第４４号
鹿児島県奄美市名瀬石橋町３番６号　沖野ビル101号
債務者　積　　鉄夫
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２７年（フ）第４１号
北海道苫小牧市新中野町２丁目17番15号　Ｍハイツ303号
債務者　平賀　秀人
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第１１６号
金沢市馬替３丁目42番地１　ハピネスユウキ102号、従前の住所金沢市三池町124番地１
債務者　大浦　一良
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第７９号
山梨県甲府市山宮町2882番地９
債務者　小島　**英**伸
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
甲府地方裁判所民事部破産係